

公益財団法人松下幸之助記念財団定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人松下幸之助記念財団（英文名称：The Konosuke Matsushita Memorial Foundation）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府門真市に置く。
2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 この法人は国際的な視野のもと、学術研究にまつわる諸課題の調査、研究並びに事業に対しての助成及び顕彰を行い、もって諸外国との相互理解の増進と人間が自然を尊び調和しながら生きる社会の実現を図り、世界文化の進展と人類の平和に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) わが国と諸外国との国際相互理解と友好親善関係を促進するため、経済・社会・文化、教育、自然保護等に関する国際的な研究及び協力活動に対する助成並びにその関連事業に対する助成
- (2) 国際相互理解の推進を担う人材を養成する事業並びにその関連事業に対する助成
- (3) 「自然と人間との共生」の実現に貢献した業績に対する顕彰事業及びこれに関わる調査、研究に対する助成事業
- (4) 前各号の事業に関する啓発及び広報に関する活動に対する助成
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種類別)

- 第6条 この法人の財産は基本財産とその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会が定めた財産とする。
 - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び運用)

- 第7条 この法人の資産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(保有株式の議決権の行使)

- 第8条 この法人は保有する株式について、その株式に係わる議決権を行使する場合には、理事会において理事会の議決に加わることができる理事の3分の2以上の承認を要する。

(基本財産の処分の制限)

- 第9条 基本財産は、その運用収益を公益目的事業費及び管理費に充てるべきもので、原則としてこれを処分し又は担保に供してはならない。
- 2 前項にかかわらず、この法人の公益目的事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決に加わることができる理事の3分の2以上の議決を得た後、その一部を処分して公益目的事業を実施するための事業費又は管理費に充て、あるいはその全部若しくは一部を担保に供することが出来る。
 - 3 前項により決議した事項については評議員会に報告するものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得るものとする。事業計画書及び収支予算書等を変更する場合も同様とする。
- 2 前項で決議した事項については、評議員会に報告するものとする。
 - 3 前第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類（以下「事業報告及び財務諸表等」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、事業報告及び財務諸表等の案として理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項により理事会の承認を受けた事業報告及び財務諸表等の案のうち、事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録については定時評議員会において承認を得なければならない。
- 3 第1項の事業報告および財務諸表等については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることができる理事の3分の2以上の議決を得るものとする。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けと行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。
- 3 前2項により決議した事項については、評議員会に報告するものとする。

第3章 機 関

(機関の設置)

第13条 この法人に、評議員、評議員会、理事、理事会、監事、選考委員及び選考委員会を置く。

- 2 この法人に顧問を置くことができる。

第1款 評議員及び評議員会

(定数)

第14条 評議員の定数は5名以上20名以内とする。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会議長、1名を評議員会副議長とする。

(職務)

第15条 評議員は評議員会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、定款の変更等この法人の運営の根幹に関わる事項の決定並びに評議員、理事及び監事の選任及び解任等の決定等に参画する。

(選任等)

第16条 評議員は評議員会において選任する。

- 2 評議員会議長及び副議長の選定及び解職は評議員会において行う。
- 3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのある場合にあっては、その代表者又は管理人。）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人又は認可法人

- 4 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 5 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 6 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任 期）

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条第1項に定める最低員数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解 任）

- 第18条 評議員が次の各号の一に該当するときは、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって解任することができる。この場合、評議員会において決議する前に、その評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

- 第19条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は年度総額200万円を超えないものとする。
- 2 前項とは別に、評議員にはその職務を行う為に要する費用を支払うことができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は評議員会で別に定める。

(評議員会)

- 第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は評議員会議長がこれにあたる。
 - 3 前項にかかわらず、評議員会議長が欠席した場合は、その評議員会の議長は評議員会副議長がこれにあたる。
 - 4 評議員会は次の事項について決議する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程
 - (4) 事業報告及び財務諸表等（それぞれの附属明細書を除く。）の承認
 - (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項
 - 5 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
 - 6 臨時評議員会は、必要に応じて随時開催することができる。
 - 7 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。
 - 8 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席で成立する。
 - 9 評議員会の決議は、この定款及び法律に別に定めがある場合を除き、議決に加わることができる出席評議員の過半数をもって行う。
 - 10 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
 - 11 法令の定めるところにより作成された評議員会議事録には、評議員会議長が記名押印する。

第2款 役員及び理事会

(理事及び監事の定数)

第21条 役員の数数は次の通りとする。

- (1) 理事 5名以上 12名以内
うち 理事長(代表理事) 1名を置く
専務理事(業務執行理事) 1名を置く
- (2) 監事 1名以上 3名以内

(職務)

第22条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づきこの法人の日常業務を分担するほか、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、評議員会及び理事会招集ならびに理事会議長の職務を代行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務執行の決定等に参画する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査し、各事業年度に関する事業報告及び財務諸表等を監査する。
 - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
 - (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事会は、理事の中から、理事長ならびに専務理事を選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にあるものの合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係にある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えない。
- 6 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

（任期）

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

（解任）

- 第25条 理事又は監事が次の各号の一に該当するときは、評議員会の議決によって、その理事又は監事を解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 監事を解任する場合は、評議員会において決議する前に、その監事に意見を陳述する機会を与えるものとし、解任の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上をもって行う。

（報酬等）

- 第26条 理事及び監事の報酬等の金額は、評議員会で定める。
- 2 前項とは別に、理事及び監事には、その職務を行う為に要する費用を支払うことができる。
 - 3 前2項に関し、必要な事項は、評議員会で別に定める。

（責任の免除、又は限定）

- 第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第198条において準用する第111条第1項の役員の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。但し、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(理事会)

第28条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

2 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (3) 規則及び規程の制定、変更及び廃止
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、専務理事の選定及び解職
- (6) 基本財産の維持及び処分の承認
- (7) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- (8) 事業報告及び財務諸表等の案の承認
- (9) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受けの承認
- (10) 保有する株式に係わる議決権の行使についての承認
- (11) 第31条により設置する各種委員会による答申についての承認
- (12) 前各号に定めるものの他、法令及びこの定款に定める事項の決定

3 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

4 臨時理事会は、必要に応じて随時開催することができる。

5 理事会は、理事長が招集する。

6 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

7 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席で成立する。

8 理事会の決議は、この定款及び法律に別に定めがある場合を除き、議決に加わることができる出席理事の過半数をもって行う。

9 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

10 理事会の議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第3款 顧 問

(顧 問)

第29条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議に基づき理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要な事項について理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第4款 選考委員及び選考委員会

(選考委員)

第30条 選考委員の定数は3人以上10人以内とする。

- 2 選考委員は、理事会において、この法人の対象分野の学識経験者の中から、選任する。
- 3 選考委員長は、選考委員の互選により選出する。
- 4 選考委員には選考謝礼金を支給し、その職務を行う為に要する費用を支払うことができる。

(選考委員会)

第31条 選考委員会は、各公募助成分野毎に、選考委員をもって構成する。

- 2 選考委員会は、公募した助成事業の助成対象候補を選考する。
- 3 選考委員会の運営について必要な事項は、理事会でこれを定める。

第4章 事務局

(設置等)

第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の選任及び解任は理事会の決議による。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第33条 主たる事務所に、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程
- (6) 事業計画書及び収支予算書等
- (7) 事業報告及び財務諸表等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

第5章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第34条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第35条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、第3条、第4条及び第16条、第18条を含めて、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、変更することができる。

(解 散)

第37条 この法人は法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第38条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数の3分の2以上の議決により、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の贈与先)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 公 告

(公 告)

第40条 この法人の公告は、電子公告による。
2 事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第8章 補 則

(委 任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 最初の評議員は、第16条の規定にかかわらず、次の通りとする。

猪木 武徳	岩槻 邦男	加藤 剛	川上 哲郎	川嶋 辰彦
坂戸 勝	少徳 敬雄	中馬 宏之	中村 桂子	三井 康壽
宮本 又郎	鷺田 清一			

- 4 この法人の最初の理事及び監事は、第23条の規定にかかわらず、次の通りとする。

理 事	松下 正幸	熊谷 信昭	小長 啓一	小林 陽太郎	杉島 敬志
	戸部 博	矢澤 進	山折 哲雄	湯浅 叡子	田口 忠晴
監 事	河野 昭一	平田 雅彦	森川 敏雄		

- 5 最初の代表理事及び業務執行理事は第23条の規定にかかわらず、次の通りとする。

代表理事	(理 事 長)	松下 正幸
業務執行理事	(専務理事)	田口 忠晴

以 上